

忠岡町町営住宅改修等推進業務委託  
仕 様 書

令和 7 年 4 月

忠岡町産業住民部産業建築課

1. 業務名

忠岡町町営住宅改修等推進業務委託

2. 業務目的

本町の町営住宅、普通住宅は、新耐震より前に建築されており、建築物使用年数も長期間となっている状況であるため、居住者の安全性を最優先に考え、移転や改修等について調整を行う必要がある。昨年度までの検討業務の内容を踏まえ、移転や改修等の内容の精査及び住民説明など事業推進に向けた業務を行う。

3. 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日

4. 業務の施行場所

忠岡町全域

5. 業務内容

本業務の業務内容は、以下のとおりとする。

①. 耐震改修等整備事業支援

- a. 耐震改修・耐震シェルター等、施工条件等を確認のうえ、施工方法、事業費等の比較検討を行う
- b. 施工中の入居者負担を軽減するための方針の検討を行う
- c. 要綱等、制度の策定支援を行う

②. 借上住宅制度の導入支援

- a. 借上公営住宅制度の策定に向け、不動産事業者との調整を行い、居住可能な賃貸住宅の調査を行う
- b. 賃貸住宅オーナーと協議を行うための資料作成及び協議の支援
- c. 制度要綱の策定支援
- d. 移転に対する負担を軽減するための制度の検討支援

③. 耐震改修等又は借上公営住宅制度について入居者の意向把握・合意形成支援

- a. 事業内容について住民への説明支援業務
- b. 意向把握・合意形成支援業務
- c. 住民説明を行うための資料作成業務
- d. 意向把握・合意形成を行うための資料作成業務

#### ④. 事業の具体化に向けた支援

- a. 上記①～③の支援業務調査等を踏まえた、次年度事業費の概算費用の算出
- b. 施工業者募集に向けた耐震改修・耐震シェルター等の積算業務
- c. 既存住宅の用途廃止後の解体費の概算費用の算出
- d. 庁内での合意形成を図るための資料作成支援

### 6. 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たり、本町と十分な協議を行い、その意図や目的を理解した上で、適切な実施体制、人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、業務の実施に当たり、業務に係る最新の事例、情報を収集し、業務への反映に努めるとともに、実効性の高い具体的な提案を行うこと。
- (5) 受託者は、業務の進捗について、本町に対して適宜報告を行うこと。
- (6) 本業務における成果品は、全て発注者に帰属するものであり、受託者は本業務の過程及び結果から知りえた情報について、発注者の許可なく公表してはならない。
- (7) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (8) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、予め本町の承認を得ること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに本町と協議を行い、指示を仰ぐこと。

### 7. 提出書類

受託者は、本業務の着手にあたり、契約締結後速やかに着手届、工程表、責任者届、従事者届、経歴書、業務内訳明細書を本町に提出し、承認を受けるものとする。また、業務完了時に完了通知書、成果品を提出し、承認を受けるものとする。

### 8. 打合せ

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は本町と打合せを行い、業務進捗状況の報告、業務方針及び疑義事項の確認を行うこと。

### 9. 資料の管理

受託者は、本業務において本町から貸与される資料等の重要性を認識し、資料等の破損、滅失及び盗難等の事故のないように取扱い、使用後は速やかに返却するものとする。

## 10. 成果品検査

受託者は、本業務の完了後、本町の検査を受けるものとし、本町から本業務に適合しないとして修正の指摘があった場合には、速やかに修正を行うものとする。

## 11. その他

- (1) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、本町の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、遺漏をしてはならない。
- (2) 受託者は、本業務中に生じた事故に対して一切の責任を負うものとし、事故状況等を速やかに発注者に報告し、最善の処置を行わなければならない。また、損害賠償の請求があった場合には、受託者が事故の責任において一切を処理するものとする。
- (3) 業務完了後に、受託者の責めに帰する事由による成果品の不良個所があった場合には、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これにかかる経費は受託者の負担とする。
- (4) 受託者は、当該業務の実施に当たっては、忠岡町個人情報保護条例(平成 11 年 4 月 1 日条例第 9 号)を遵守し、業務上知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (5) 個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。